

フランス・カナダ・日本 ——国際化時代の社会と教育——

本稿は、成嶋先生が研究所の第十回総会（九三年九月）でなさった同タイトルの記念講演の教育に関する部分をもとに、新たに書いていただきました。
（編集部）



成嶋 隆

はじめに

フランス、カナダでの研修を終えたのが昨年夏。休んだ分の講義の準備に追われながら留学中に得た情報を整理してきた。教育についていえば、フランスでもカナダでも、二十一世紀に向けてますます複雑化している社会の動向を反映し、様々な矛盾を抱えつつ展開している。小論では教育や子どもの人権をめぐるフランス、カナダでの動きを紹介し、その意味を考えたい。今後の日本の教育を考える上で何らかの示唆が得られるだろう。

イスラム・スカーフ事件

一九九二年十一月二日、フランスの最高行政裁判所コンセイユ・デタは、公立のコレージュ（中学校）でイスラム教のスカーフを着用したことを理由に退学となった三人の女生徒の親から提起されていた訴訟で、同退学処分を無効として少女たちの復学を認めるという画期的な判決を下した。

この判決はフランス教育界に大きな影響を与えた。それは、同判決がフランス公教育の基本原理の一つである「世俗主義」に反するものと受けとめられたからである。世俗主義とは、カトリック教会の支配下にあった学校教育を世俗権力の手に奪取しようとした共和派の闘争の結果として、一八八〇年代の公教育立法において確立された原則である。歴史的には「反教権主義」の性格を有するが、立法化される段階でその攻撃的性格は払拭され、教育法制上は宗教に関する国家の中立性（「消極的世俗主義」）を意味するものとされた。この原則の下では、国家は全ての個人の宗教的信仰を尊重せねばならず、国家自身が特定の宗教を攻撃したり、逆に特定の宗教を優遇したりすることは許されない。公教育機関においては、特定の宗教に特別の配慮をすることが禁止される。この結果、生徒個人の特定

の宗教的実践が制限され、信教の自由が侵害されるという逆説的な状況が生ずる。イスラム・スカーフ事件は、このような脈絡の中で起きた。

コンセイユ・デタ判決は、世俗主義原則に新たな意味を与えた。「生徒がある宗教への帰依を表現しようとしてその標章を着用することは、それ自体としては世俗主義の原則に反しない」「多元主義と他人の自由を尊重しつつ、かつ教育活動、教育課程の内容および出席の義務を侵害しない限りで、学校内において自己の宗教的信仰を表明することは生徒の自由である」

——このように同判決は、世俗主義が、生徒諸個人の宗教的実践に対して学校が特別措置をとることを許容するとの判断（「積極的世俗主義」）を示したことになる。

判決の背景には、フランス社会の宗教的な多様化という事情がある。同国の宗教人口は、総人口約五六〇〇万人中、カトリック約四五〇〇万人、プロテスタント約八五万人、ユダヤ教五〇〜七〇万人、イスラム教三〇〇〜四〇〇万人と推定されている。数字に示されるように、イスラム教は「フランス第二の宗教」となっている。これは、マグレブ諸国（モロッコ、アルジェリア、チュニジア）などイスラム教国からの移民の増加による。コンセイユ・デタは、このような宗教状

況に鑑みて、いわば「神々の共存」が図られるべきだとの判断を示したことになる。その意味で極めて啓蒙的な判決だが、これに対する世論の反発は大きい。新聞に寄せられた各界談話は一樣に判決批判の論陣を構えた。そこに共通するのは、フランス人には攻撃的かつ不寛容と見えるイスラム教権主義への強い警戒心である。

ある世論調査機関が九三年一月に実施した国民意識調査で「今日、フランスを脅かしている国をあげて下さい」との質問に対し、第一位にあげられたのがイラク（五一％）、第二位がイラン（三四％）であった。このように、フランス人の中にはイスラム教国に対する根強い不信任・警戒心がある。当然イスラム移民に対する反感も強く、多くのフランス人にとって、彼らはフランスに「同化」することを拒否する「異端者」と映るようだ。この反感が高じて、最近のフランスでは排外主義の台頭が著しいが、その背景には失業率が一二％（約三二〇万人）にも達するという深刻な経済危機、その中での移民労働者の「不法就労」への反感といった事情もある。

さて、コンセイユ・デタ判決に対する論評だが、まず保守党RPRの教育担当全国書記A・ペシュール氏は「どこが世俗主義か？」と疑問を呈した上で、「個

人的には、私は若い異邦人を復讐させることに全面的に賛成だ。しかし、それはフランスの慣習を受け入れることなしにはできないことを知るべきだ」と述べた。事件の当事者であるコレージュ校長A・ブマーディ氏は、「この判決は、イスラム教権主義者が学校を支配するのを奨励することになるだけだ」と、判決への不満を表明した。日刊紙『ル・コティディアン・ド・パリ』D・ランセル記者の「認められた不寛容」と題する解説記事はさらに辛辣だ。「不幸にもわが国にしぶとく根づいてしまったイスラム教権主義は、公共の秩序に対する混乱と暴力——それは党派主義精神の帰結であり、いかなる意味の世俗主義とも他者の尊重の精神とも全く無縁なものだ——をひき起こす性質のものである。イスラム教の不寛容な考え方に対して人々は寛容を示そうとした。それは不寛容を許すことだが、このことは真の寛容主義を本当に守ることなのか？コンセイユ・デタの善意は、フランスの学校の伝統的な精神とは無縁であり、ゆえにフランス社会の不安定化の誘因となる攻撃的教権主義につけこむべきを与える危険がある。」

アフリカ少女割礼事件

九三年一月、パリ重罪裁判所は、民族的伝統に従っ

て二人の娘に割礼手術を受けさせたガンビア女性に収監五年（うち一年は実刑）の判決を言い渡した。同種の事件で実刑判決が出されたのは初めてである。

サハラ以南のブラック・アフリカの広い地域で、女性性は結婚前に必ず陰核と小陰唇の一部を切除するという伝統的儀礼がある。この種の切除手術は、八四年以降フランスでは犯罪として処罰されているが、アフリカ系移民の多くはヤミ手術や一時帰国による手術を受けている。ヤミ手術は女兒の生命に関わる場合が多く、人権団体や児童保護団体などはこの慣行を強く非難している。

判決は「児童を虐待し、その身体に危害を加えた」ことを有罪の理由とした。重罰をもって子ども身体的利益を保護する姿勢を示したわけだが、他方では、アフリカ移民の伝統をフランスの司法が断罪したことをも意味する。『ル・コティディアン・ド・パリ』紙は、「この事件は、フランスにおける民族の少数民族を受け入れ国であるフランスの法律と慣習に服せしめることの問題性を、改めて劇的なかたちで提起した」と論評している。

レイシズムとの闘い

八〇年代から欧米社会が直面している重大問題の一

つに、レイシズムといかに闘うかというテーマがある。特に「人種のモザイク」といわれるカナダは、人種・民族間の軋轢をどう克服し、国是である「文化的多元主義」をいかに確立するかという難題を抱えている。というのも、最近のカナダではレイシズムの新たな台頭が見られ、人種間の緊張がとみに高まっているからである。

カナダのレイシズムには大きく二つの潮流がある。

一つは白人による先住民（インディアン、イヌイット等）への差別、もう一つは「反ユダヤ主義」と呼ばれるユダヤ人差別である。ここでは後者について最近の動きを列挙する。①ズンデル事件（美術家ズンデルが「ホロコーストは存在しなかった」とする小冊子を発行したことで刑法の「虚偽情報流布罪」に問われた）、②キークストラ事件（高校教師キークストラが授業で「ユダヤ人は世界支配をねらう陰謀集団」等と発言したことを理由に免職され、かつ刑法の「憎悪助長罪」で処罰された）、③アンドリュース事件（カナダ・ナショナルリスト党の機関紙に「ホロコーストはでっちあげ」等のメッセージを掲載したことが「憎悪助長罪」で有罪とされた）、④テイラー事件（電話サーヴィスにより「ユダヤ人は失業・インフレをひき起こした張本人」なる言説を流布したことが差別行為とされ、カ

ナダ人権法により処罰された)、⑤マルコーム・ロス事件(高校教師ロスが「反ユダヤ主義」の書物を刊行したことにより免職処分を受けた)、⑥アーリア集会事件(公衆の面前にナチスの戦闘旗や鉤十字等のサインを掲げたことが人権保護法違反とされ、将来にわたる同種行為の禁止が命じられた)

右の諸事例は、いずれも「反ユダヤ主義」の言動が法的な制裁を受けたものである。カナダには、日本にはない「憎悪規制立法」があり、特定の集団に対する憎悪を煽るような言論が刑事処罰の対象となる。この厳しい措置は、前述の「文化的多元主義」という同国の政策に由来し、またカナダが「憎悪文書」の第一の「生産地」となっているという事態に対処したものと見られる。ところが一方、カナダの人権憲章には「基本的諸自由」の一つとして「言論・表現の自由」が規定されている。そこで、憎悪言論を刑罰をもって規制することが憲法上の権利である言論の自由に反しないか、という問題が生ずる(②および⑤事件は教育の場で起きているので、教師の教育の自由との関連という問題も提起されている)。右の諸事件においても、法廷論争ではこのことが最大の争点となった。目下のところ、議論は真つ二つに割れている。「言論・表現の自由」という伝統的な人権と、特定の人種・民族集団

の尊厳性の保持という価値との間で、カナダは激しく揺れているのである。

考 察

フランスの二つの事件で注目されるのは、学校でのイスラム・スカーフの着用を批判する立場の人々が、概して、割礼手術にも批判的である、という事実だ。問題となる人権は、前者では宗教的信仰の表明の自由、後者では子どもの人身の自由である。いずれも西洋近代が生み出し、かつその普遍性が主張される人権価値である。一方に対してのみ示される「寛容」をどう評価すべきか。

ここで想起されるのは、昨年六月にウィーンで開かれた国際人権会議での議論である。そこでは、人権の「普遍性」を強調し、開発を口実とした人権侵害を批判する先進諸国と、「発展の権利」を優先させ、各国・各民族の歴史・文化・宗教的な特殊性を主張する発展途上国とが対立した。途上国側は、政治的な理由から人権を選択的に援用する先進国の身勝手な「二重基準」をも批判した。

この論争に即して先の二つの事例を考察すると、信仰の多様性を尊重することと、子どもの身体を保護することとは、いずれも同等の普遍性を有する。したが

って、一方のみに寛容である一部のフランス人の立場は、選択的な「二重基準」論ということになる。他方、割礼事件のように「伝統文化」と「人権」が衝突する場面では、各々の担う実質的な価値を較量する以外に解決の道はないように思える。この事例では、身体の保全という、おそらく絶対的な保護を主張しうる人権に、伝統文化は譲歩せざるをえないだろう。ちなみに、子どもの権利条約が「健康・医療への権利」を定める第二四条で「締約国は、子どもの健康に有害な伝統的慣行を廃止するために、あらゆる効果的でかつ適当な措置をとる」と規定しているのも示唆的である。

なおイスラム・スカーフ事件をめぐるフランスの議論は、キリスト教徒日曜日授業参観欠席問題、エホバの証人格闘技授業拒否問題など、日本の類似の問題にとって示唆的である。わが国の公教育における政教分離原則も、コンセイユ・デタ判決の示した積極的世俗主義の方向で解釈する余地があるように思う。

次に、教育の場におけるレイシズムと「憎悪言論」にいかに対処すべきか。直接的な教育上の差別（例えば施設利用上の差別等）については、「法の下の平等」の原則に基づいて法的な救済措置をとることが是認される。問題は言論による憎悪・差別の場合である。カナダの現在の選択は懲戒処分や刑事罰で臨むというも

のだが、言論・表現の自由の見地からこのような制裁を批判する見解も有力だ。

ちなみにフランスでは、「ホロコースト」否定説を唱える大学教員を免職処分付した大学理事会の決定が、コンセイユ・デタにより無効と判定されたという事例がある。いかに差別的・誹謗的な言論でも、そのみを理由に法的な制裁を課すことは許されないと判断だ。

フランスの行政裁判所の考え方と、カナダの現行法に批判的な人々の考え方とに共通するのは、「言論には言論で」という発想である。カナダの「批判派」の議論によれば、ある言論・表現をその「内容」を理由に禁止することは、国家権力が国民の思想内容を管理・統制することを意味し、特にその規制が曖昧な基準でなされる場合には、何が禁止される言論かが予測できず、その結果、言論界に「萎縮効果」がもたらされるといふ。カナダの現行法の仕組みでは、「憎悪助長罪」の成立要件として、憎悪を助長する言論が「現実」に「特定の集団に対する憎悪感情をもたらしことが要求されない。単にその言論が憎悪を助長する「虞れ」があれば足りる。近代刑法のあり方としても疑問のあるこの仕組みからすれば、「批判派」の懸念には十分な理由がある。

前述のように日本にはカナダのような法制は存在しない。仮に将来、日本でも「反ユダヤ主義」の言論が横行する事態となり、それへの対処が必要となった場合に、カナダの先例とそれをめぐる議論は大いに参考となるう。

(なるしま たかし||新潟大学法学部・憲法学)

表紙のことば

坂 東 克 彦

長野へ向かう途中、燕温泉に立ち寄った。
みごとにブナ林に会おう。五月の空、新芽が
朝の陽をうけてやわらかな調べを奏でていた。
シャッターを何回も押しているうちに、約
束の時間に遅れそうになり、パジェロを駆つ
た。
(にいがた県民教育研究所副理事長)

特集 新潟県の障害者問題

【次号(第三八号)予告】

▼新潟県の障害者問題の特徴

竹内光男

▼新潟教育事情

― 脳性麻痺のダウン症の早期療育に
携わって ―

新田初美

▼養護学校高等部の新・増設を

高橋達泰

▼視覚障害者の男声合唱団の十四年

鈴木浩平

▼労働者になれない労働者

川崎和幸

▼障害児学校の現状と課題

堀川孝明

▼障害児学校の訪問教育

平賀 哲

インタビュー・渡辺トクさんと障害者 編集部

▼障害児の親の声をきいて

加茂川ハル子

▼身体障害者基本法と県内の制度と

池田邦紀

施設作り

編集部

▼ルポルタージュ・「野ぎくの家」

齋藤克己

▼(研究) 知的障害児とあそびの指導

小林昌二

▼沼垂の新たな始まり

八幡林遺跡の保存

第七回研究所研究集会

雪国の子どもたち

杉みき子

通知表はどのように

霜野好克

はじめに言葉ありき

鷺頭靖夫